
3 0 2 9 . 輸 出 取 止 め 再 輸 入 申 告 ・ 特 例 輸 出 貨 物 の 輸 出 許 可 取 消 申 請 事 項 登 録

業 務 コー ド	業 務 名
E E A	輸 出 取 止 め 再 輸 入 申 告 ・ 特 例 輸 出 貨 物 の 輸 出 許 可 取 消 申 請 事 項 登 録

1. 業務概要

システムで輸出許可された貨物*¹について、何らかの理由により輸出取止めとなった貨物のうち、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請（ＥＥＣ）」業務に先立ち、輸出取止め再輸入申告または特例輸出貨物の輸出許可取消申請に係る事項を登録または訂正する。

本業務は、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項呼出し（ＥＥＢ）」業務により呼出した輸出申告情報または輸出マニフェスト通関申告情報を利用して登録を行う。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録した輸出取止め再輸入申告事項または特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項は、ＥＥＣ業務までの間、任意に訂正できるが、輸出取止め再輸入申告または特例輸出貨物の輸出許可取消申請以降の訂正は、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項登録（ＥＥＡＯ１）」業務で行うこととなる。

（＊１）以下の税関手続きで輸出許可された情報が対象

①輸出申告（申告等種別が「Ｅ：輸出申告」、「Ｎ：特定委託輸出申告」、「Ｍ：特定製造貨物輸出申告」または「Ｔ：特定輸出申告」が対象）

②輸出マニフェスト通関申告

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

本業務またはＥＥＡＯ１業務により発生する枝番は、９以下であること。

4. 入力条件

（１）入力者チェック

（Ａ）システムに登録されている利用者であること。

（Ｂ）輸出取止め再輸入申告事項または特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項の登録の場合

①輸出申告ＤＢまたは輸出マニフェスト通関申告ＤＢに登録されている申告者と同一であること。

②輸出申告ＤＢまたは輸出マニフェスト通関申告ＤＢに登録されている申告者と異なる場合は、申告者との業務の受委託関係がシステムへ登録されていること。

③特定委託輸出申告で当初申告者以外が行う場合は、申請者がシステムに認定通関業者として登録されていること。

（Ｃ）輸出取止め再輸入申告事項または特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項の訂正の場合は、輸出申告ＤＢまたは輸出マニフェスト通関申告ＤＢに登録されている通関業者と同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）輸出申告ＤＢチェック

入力された申告・申請番号が輸出申告に係る申告・申請番号の場合は、以下のチェックを行う。

（Ａ）申告・申請番号が輸出申告ＤＢに存在すること。

（Ｂ）輸出許可済であること。

（Ｃ）許可後変更事項登録が行われている場合は、許可後変更承認済であること。

（Ｄ）輸出取止め再輸入申告または特例輸出貨物の輸出許可取消申請がされていないこと。

（Ｅ）申告等種別が「Ｅ：輸出申告」、「Ｎ：特定委託輸出申告」、「Ｍ：特定製造貨物輸出申告」または「Ｔ：特定輸出申告」のいずれかであること。

(F) 海上の場合、以下のチェックを行う。

- (a) 洋上輸出で許可されていないこと。
- (b) 本船扱い貨物に対して許可されていないこと。
- (c) 以下の登録がされていないこと。

- ①輸出取止め再輸入許可
- ②輸出等許可後の手作業移行
- ③特定輸出許可取消

- (d) 当該申告に係る貨物が船積情報登録されていないこと。
- (e) 統計に計上されていないこと。(出港予定年月日を過ぎていないこと。)

ただし、申告等種別が「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。

(G) 航空の場合、以下のチェックを行う。

- (a) 「許可・承認等情報登録（輸出通関）（PAE）」業務にて以下の登録履歴がないこと。

- ①「輸出取止再輸入許可」*²
- ②「輸出等許可後の手作業移行」
- ③「積込港変更」
- ④「数量変更」
- ⑤「許可後の輸出等申告の携帯品への変更」
- ⑥「特定輸出許可取消」*²

(＊2) 解除・取消された場合を除く。

- (b) 郵便物である旨の登録がされている場合は、出港予定年月日を過ぎていないこと。

(4) 輸出マニフェスト通関申告DBチェック

入力された申告番号が、輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 申告番号が輸出マニフェスト通関申告DBに存在すること。
- (B) 輸出許可済であること。
- (C) 許可後変更申請が行われている場合は、許可後変更承認済であること。
- (D) 輸出取止め再輸入申告がされていないこと。
- (E) PAE業務にて以下の登録履歴がないこと。

- ①「輸出取止再輸入許可」*²
- ②「輸出等許可後の手作業移行」
- ③「積込港変更」
- ④「数量変更」
- ⑤「許可後の輸出等申告の携帯品への変更」

(5) 貨物情報DBチェック（海上の場合）

輸出申告DBに登録されている輸出管理番号について、以下のチェックを行う。ただし、以下のいずれかの場合はチェックを行わない。

- ①「貨物情報切替登録（CHG）」業務が行われている場合
- ②郵便物である旨が登録されている場合

- (A) 輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。
- (B) 仕分け・仕合せの親となっていないこと。
- (C) 船積情報登録による船積処理がされていないこと。
- (D) 訂正保留中となっていないこと。
- (E) 「許可・承認等情報登録（保税）（PSH）」業務にて以下の登録がされていないこと。

- ①「亡失届受理」
- ②「滅却承認」

- ③「現場収容」
- ④「税関内収容」
- ⑤「その他の搬出承認」

(F) 貨物手作業移行されていないこと。

(G) 許可済貨物であること。

(H) 入力された蔵置場がシステム参加保税地域^{*3}の場合は、蔵置されている保税地域と一致すること。ただし、申告等種別が「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。

(＊3) システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

(I) 入力された蔵置場がシステム参加保税地域^{*3}でない場合は貨物が全量蔵置されていないこと。ただし、申告等種別が「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。

(J) 蔵置場コードがシステム参加保税地域^{*3}の場合は貨物が全量蔵置されていること。ただし、申告等種別が「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。

(K) 運送中でないこと。ただし、申告等種別が「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。

(6) 輸出貨物情報DBチェック（航空の場合）

輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録されているAWB番号について、以下のチェックを行う。ただし、郵便物である旨が登録されている場合はチェックを行わない。

(A) AWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。

(B) 貨物手作業移行されていないこと

(C) 差止め貨物でないこと。

(D) 搭載完了登録されていないこと。

(E) 貨物が無効となっていないこと。

(F) 仕分け親又は仕合せ親となっていないこと。

(G) 搬入された貨物個数が積込港に対応する蔵置場に蔵置されている許可個数の範囲内であること。

(H) 入力された蔵置場に貨物が蔵置されていること。ただし、申告等種別が「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。

(I) 貨物取扱中でないこと。

(J) 以下の登録がされていないこと。

- ①「亡失届受理」
- ②「滅却承認」
- ③「その他」

(K) 輸出許可済みであること。

(L) UBG貨物でないこと。

(7) その他のチェック

①MDA貨物の場合のあて先官署は、MDA受付官署であること。

②あて先官署は、輸出申告等受付官署であること。

③輸出申告（申告等種別が「E：輸出申告」）または輸出マニフェスト通関申告の場合、あて先官署は通関蔵置場を管轄する税関内の官署であること。ただし、自由化申告または航空の場合は、通関蔵置場を管轄する税関内の官署、当初許可税関または許可内容変更申請税関であること。

④申告貨物識別が郵便物にかかる識別でない場合は、あて先官署は外郵便官署でないこと。

- ⑤輸出申告（申告等種別が「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」）の場合、あて先官署を管轄する税関と、許可時のあて先官署を管轄する税関が同一であること。

5. 処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）あて先官署決定処理

（Ａ）あて先官署コード欄に入力がある場合は、入力されたあて先官署をあて先官署とする。

（Ｂ）あて先官署コード欄に入力がない場合は、入力者および通関蔵置場より、以下の項番の順で決定する。

項番	処理内容	あて先官署コード
1	以下の条件をすべて満たす場合 ①入力者が認定通関業者である ②蔵置場の管轄税関官署に認定通関業者用申告官署に変換を行う旨が登録されている ③入力者について認定通関業者用申告官署がシステム登録されている ④申告等種別が「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」のいずれでもない	認定通関業者用申告官署
2	申告等種別が「N：特定委託輸出申告」、「M：特定製造貨物輸出申告」または「T：特定輸出申告」の場合	許可時のあて先官署
3	以下の条件をすべて満たす場合 ①航空である ②入力者について通関業者用申告官署がシステムに登録されている	通関業者用申告官署
4	上記以外の場合	蔵置場を管轄する申告官署

（３）あて先部門の決定処理

①あて先部門コード欄に入力がある場合は、入力されたあて先部門をあて先部門とする。

②あて先部門コード欄に入力がない場合は、入力内容に基づき、あて先部門コードを決定する。

（４）蔵置官署の決定処理

通関予定蔵置場コードに基づき、蔵置官署を決定する。

（５）蔵置部門の決定処理

あて先官署と蔵置官署が同一の場合は、あて先部門を蔵置部門とする。

あて先官署と蔵置官署が異なる場合は、入力内容に基づき、蔵置部門を決定する。

（５）輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号の払出し処理

輸出取止め再輸入申告事項または特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項の登録を受け付けた場合は、輸出許可番号に対して枝番を払い出す。

ただし、輸出取止め再輸入申告事項または特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項の訂正の場合は、払い出しは行わない。

（６）輸出申告DB処理／輸出マニフェスト通関申告DB処理

①入力内容を輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録・更新する。

②枝番を払い出した場合は、旧申告・申請番号の申告情報に削除の旨を設定する。

③輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている通関士審査結果を取り消す。

(7) 貨物情報DB処理

輸出取止め再輸入申告または特例輸出貨物の輸出許可取消申請された旨を登録する。ただし、以下のいずれかの場合は、処理を行わない。

①CHG業務が行われている場合

②郵便物である旨の登録がある場合

(8) 輸出貨物情報DB処理

輸出申告DBまたは輸出マニフェスト通関申告DBに登録されているAWB番号について、輸出取止め再輸入申告または特例輸出貨物の輸出許可取消申請が行われた旨を輸出貨物情報DBに更新する。ただし、郵便物である旨の登録がある場合は、処理を行わない。

(9) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙E O 6「輸出申告事項登録等における注意喚起メッセージの出力優先順位」を参照。

(10) 添付ファイル管理DB処理

輸出取止め再輸入申告事項または特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項の訂正の場合で、入力された申告・申請番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、訂正内容を添付ファイル管理DBに登録する。

(11) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請入力控情報（大額）	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①輸出申告に係る申告・申請番号である ②輸出申告DBに登録されている大額・少額識別が「L」	入力者
輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請入力控情報（少額）	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①輸出申告に係る申告・申請番号である ②輸出申告DBに登録されている大額・少額識別が「S」	入力者
輸出取止め再輸入申告入力控情報（輸出マニフェスト通関申告）	輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号である場合に出力	入力者